

富士裾野東部土地改良区営東富士演習場周辺農業用施設（用排水路等）設置助成事業中畑（前川）地区（御殿場市）の換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年2月7日

静岡県知事 川 勝 平 太